

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年11月29日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	格納容器内雰囲気モニター系(A)ドライウェル用配管加熱温度計点検において、温度指示不良(指示値の計器精度外れ)が認められたため、当該計器を点検・交換予定。	GⅢ	
2	2号機	所内低圧電源設備配電盤(モーターコントロールセンター)2HPCS(6C)機能確認試験において、過電流継電器に動作不良(動作せず)が認められたため、当該機器を点検・修理。	GⅢ	
3	その他	廃棄物ドラム缶詰め実施後に作成する「ドラム缶事前サーベイ・詰め報告書」の詰め年月日に誤記があり、当該記録書を基に作成している「雑固体廃棄物処理作業報告書(実用炉規則7条に基づく記録)」について調査したところ、同様の誤記が認められたため、原因を調査・対策検討。	GⅢ	